

議案第 4 7 号

三豊市心身障害者（児）福祉年金条例の一部改正について

三豊市心身障害者（児）福祉年金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 5 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市心身障害者（児）福祉年金条例の一部を改正する条例

三豊市心身障害者（児）福祉年金条例（平成 18 年三豊市条例第 128 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

この条例において「心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号による障害の程度が 1 級から 6 級までのいずれかに該当する者で、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に規定する身体障害者手帳の交付を受けているもの
- (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 12 条に規定する知的障害者更生相談所が判定した知的障害者のうち、知能指数 75 以下のもので療育手帳の交付を受けているもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) 特定疾患治療研究事業（原因が不明であって、治療方法が確立していない疾患のうち、治療が極めて困難であり、かつ、医療費が高額である疾患に関する医療の普及及び患者の負担軽減を図るため香川県が実施する事業をいう。）における特定疾患医療受給者証の交付を受けている者

第 2 条第 2 項中「で心身障害児」を「において「心身障害児」」に、「前号」を「前項各号」に改め、同条第 3 項中「で受給権者」を「において「受給権者」」に改め、「とは、」の次に「第 4 条に規定する年金の基準日現在において」を加える。

第 3 条各号列記以外の部分中「失なう」を「失う」に改め、同条第 4 号を次のように改める。

- (4) 心身障害者又は心身障害児でなくなったとき。

第 7 条中「該当する」の次に「に至った」を加える。

第 8 条第 1 項中「年金の」を「年金を」に改める。

別表区分の欄中「者」を「心身障害者のうち、第 2 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該

当するもの」に、「児」を「心身障害児のうち、第2条第1項第1号又は第2号に該当するもの」に、「精神」を「心身障害者のうち、第2条第1項第3号に該当するもの」に改め、同表中「※65歳以上は、上表（者）の単価の半額とする。（1,000円未満切捨）」を削り、同表に次のように加える。

心身障害者のうち、第2条第1項 第4号に該当するもの		12,000
-------------------------------	--	--------

同表に備考として次のように加える。

備考 心身障害者で、第4条に規定する年金の基準日現在において65歳以上のものについては、それぞれの区分における単価の半額とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

【議案第47号関係】

三豊市心身障害者(児)福祉年金条例(平成18年三豊市条例第128号)
一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)			現 行		
(定義)			(定義)		
第2条 この条例において「心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。			第2条 この条例で心身障害者とは、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号による障害程度が1級から6級までのいずれかに該当する者で、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳の交付を受けているもの及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第15条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所が判定した知的障害者のうち知能指数75以下のもので、療育手帳の交付を受けているもの及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものをいう。		
(1) 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号による障害の程度が1級から6級までのいずれかに該当する者で、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けているもの					
(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所が判定した知的障害者のうち、知能指数75以下のもので療育手帳の交付を受けているもの					
(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者					
(4) 特定疾患治療研究事業(原因が不明であって、治療方法が確立していない疾患のうち、治療が極めて困難であり、かつ、医療費が高額である疾患に関する医療の普及及び患者の負担軽減を図るため香川県が実施する事業をいう。)における特定疾患医療受給者証の交付を受けている者					
2 この条例において「心身障害児」とは、前項各号に掲げる者で18歳未満のものをいう。			2 この条例で心身障害児とは、前号に掲げる者で18歳未満のものをいう。		
3 この条例において「受給権者」とは、第4条に規定する年金の基準日現在において三豊市に引き続き1年以上住所を有する在宅の心身障害者又は心身障害児で、市長が年金の支給を決定したものをいう。			3 この条例で受給権者とは、三豊市に引き続き1年以上住所を有する在宅の心身障害者又は心身障害児で、市長が年金の支給を決定したものをいう。		
(受給権の消滅)			(受給権の消滅)		
第3条 受給権者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、年金を受ける権利を失う。			第3条 受給権者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、年金を受ける権利を失なう。		
(1)～(3) 略			(1)～(3) 略		
(4) 心身障害者又は心身障害児でなくなったとき。			(4) 障害の程度が前条第1項及び第2項に定める条件に該当しなくなったとき。		
(5) 略			(5) 略		
(届出の義務)			(届出の義務)		
第7条 受給権者が第3条各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。			第7条 受給権者が第3条各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。		
(譲渡等の禁止)			(譲渡等の禁止)		
第8条 年金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。			第8条 年金の受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。		
2 略			2 略		
別表(第5条関係)			別表(第5条関係)		
(単位：円)			(単位：円)		
区分	級別	単価	区分	級別	単価

心身障害者のうち、第2条第1項第1号又は第2号に該当するもの	1級	12,000	者	1級	12,000
	2級	10,000		2級	10,000
	3級	10,000		3級	10,000
	4級	8,000		4級	8,000
	5級	8,000		5級	8,000
	6級	8,000		6級	8,000
	○A	12,000		○A	12,000
	A	10,000		A	10,000
	○B	10,000		○B	10,000
	B	8,000		B	8,000
心身障害児のうち、第2条第1項第1号又は第2号に該当するもの	1級	14,000	児	1級	14,000
	2級	12,000		2級	12,000
	3級	12,000		3級	12,000
	4級	10,000		4級	10,000
	5級	10,000		5級	10,000
	6級	10,000		6級	10,000
	○A	14,000		○A	14,000
	A	12,000		A	12,000
	○B	12,000		○B	12,000
	B	10,000		B	10,000
心身障害者のうち、第2条第1項第3号に該当するもの		12,000	精神		12,000
心身障害者のうち、第2条第1項第4号に該当するもの		12,000			
備考 心身障害者で、第4条に規定する年金の基準日現在において65歳以上のものについては、それぞれの区分における単価の半額とする。			※65歳以上は、上表(者)の単価の半額とする。(1,000円未満切捨)		